

14 なごやし あいちけん 名古屋市(愛知県)

(5)社会実験「自転車の交通運用」

■ 施策内容

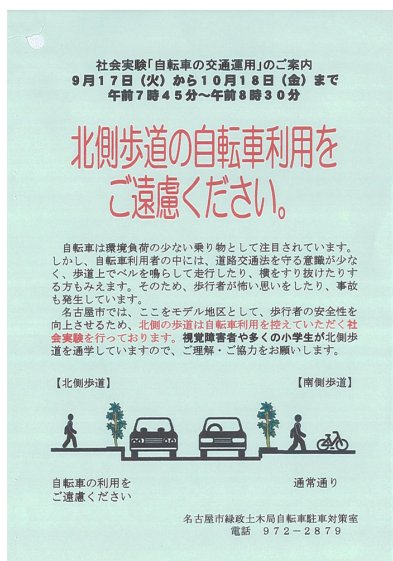
平成14年9月17日～10月18日に、名古屋市緑政土木局自転車駐車対策室が主体となって、全幅員15m(両側に3m歩道あり)の道路において、朝の通勤通学時間帯(7:45～8:30)に片側(北)の歩道の自転車利用を遠慮していただき、歩行者の安全性を向上させる実験を実施しました。

現地において職員による広報を行うとともに、町内に実験についての説明や回覧を行いました。また近隣の高校にパンフレットを作成し広報するとともにルールを啓発しました。

■ 施策目的

近くに名古屋盲学校があり、視覚障害者も利用している道路です。その道路において交通弱者(歩行者・視覚障害者)の安全性を向上させるため、北側歩道の自転車利用を控えていただく社会実験を行い、安全な自転車利用の啓発と安全意識を定着させます。

■ 施策実施状況



パンフレット 1



パンフレット 2

自転車・原動機付自転車を
放置しないで!



このマークは自転車等放置禁止区域のマークです。自転車
駐車場以外のところは、即時撤去することがあります。

あなたの自転車が多くの人に迷惑をかけていませんか?
一人ひとりの思いやりが放置自転車をなくします。
1kmは徒歩で15分、自転車では6〜7分であり短時間で
できません。あなたの自転車が何時間通行の障害になりますか?
近距離は徒歩で!

駅入口付近の自転車駐車場は混雑します。少し離れたところは余裕がある場合があります。
自転車駐車場には、限界があります。誤り合いながら利用しましょう。

※ 放置とは公共の場所(道路など)で、自転車や原動機付自転車を置いて、すぐに移
動することができない状態にあることをいいます。また自転車駐車場に置いて2週間継続
して置かれた場合も放置といえます。

自転車利用環境のデザインコンクールの募集について (お知らせ)

自転車の安全かつ適正な利用の促進を、広報啓発するデザインをパソコン画像にて
募集します。この応募作品は(社)名古屋青年会議所主催の「名古屋KETAフェ
スティバル」(仮称)〔平成14年10月5〜6日(久屋大通公園)〕において、来場
の方に投票をしていただき、優秀な作品を表彰しようと考えています。そして、その優
秀作品は、本市の啓発機会に利用することを計画しております。応募方法、応募アー
マ、締め切り等については下記までお問い合わせ下さい。
応募作品少数の場合、コンクールを中止する場合があります。多くの応募をお待ち
しております。

【参考例】
テーマ: 歩道内で自転車は車道側を通行しなければなりません。歩行者も過度な負荷の
少ない自転車を利用促進するため民地側に寄りましょう。

発行 名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室
電話 9726-2879
URL <http://www.city.nagoya.jp/14606a/bicycle/swm.htm>
協力 財団法人 名古屋市建設事業サービス財団

R100 自転車専用
歩道専用

＜社会実験「自転車の交通運用」のご案内＞

9月17日(火)から10月18日(金)まで
午前7時45分〜午前8時30分

自転車は環境負荷の少ない乗り物として注目されています。しかし、自転車のルール・マ
ナーが守られていないため、歩行者が怖い思いをしています。
このため、名古屋市では下記の場所、歩行者の安全性を向上させるように、北側の歩道
は自転車利用を控えていただく社会実験を行います。小学生や視覚障害者の方が北側歩道を
通歩していますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【位置図】



守らなければならない自転車のルール

自転車に乗っている時、自分は「歩行者」だと思っている人はいませんか? 交差点で一旦停
止や、安全確認、後方確認などしていますか? また、道路交通法を知らなくてもいいと思っ
ている人もいませんか。この認識の甘さが自転車事故の原因にもなっているのです。自転車は軽車両で
すから、道路交通法を守らなければなりません。運転者としての責任があり、当然違反者に対し
ては罰則があります。

＜自転車はどこを走ればいいの?＞

車道通行 【道路交通法第17条、第18条】
自転車は、道路交通法で車両の一種(軽車両)とされています。ですから、歩道と車道の区別
のあるところでは自転車は車道の左側端を通行することが原則です。
罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

路側帯通行 【道路交通法第17条の2、第18条】
路側帯がある道路では、自転車は路
側帯を走ることができます。路側帯
とは、道路の端に引かれた線の外側の
ことです。ただし、ここを通行する
ときは歩行者の通行を妨げてはいけ
ません。
罰則 2万円以下の罰金

【自転車が通行できる路側帯の標示】

歩道通行 【道路交通法第63条の4】
「普通自転車の歩道通行可」の標識のあるところは、歩道を走ることができ
ます。また、歩道を走る場合は、歩道中央から車道寄り部分を徐行しなければ
なりません。
また、「徐行」とは、すぐ止まれる速さで、歩行者の通行を妨げることとな
るときは一時的に止まらなければなりません。
罰則 2万円以下の罰金または科料

＜自転車も標識を守るの?＞

一時停止 【道路交通法第43条】
「一時停止」の標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止し、ほか
の車両の通行を妨げないようにしなければなりません。「止まれ」は自転車の
には関係ないと思っている人が多いようですが自転車も守る必要があります。
罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

通行禁止等 【道路交通法第8条】
「車両通行止め」「車両進入禁止」の標識のあるところは、通
行又は進入してはいけません。また、「一方通行」も逆行しては
いけません。ただし、降りて自転車を押せば「歩行者」の扱い
になるので通行可となります。また補助標識で「自動車・原
付」「軽車両を除く」と表示してあれば通行可となります。
罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

自転車の空走 【道路交通法第19条】
「空走可」の標識があるところ以外では2台以上で並んで走ってはいけません。
2台以上で走る時は必ず縦に並んで走りましょう。
罰則 2万円以下の罰金または科料

2人乗り 【道路交通法第55条、57条、愛知県道路交通法施行細則第5条】
自転車の2人乗りは禁止されています。ただし、16歳以上の人が6歳未満の子供を1人幼児
用座席に乗せる時、また、16歳以上の人が4歳未満の子供を1人、おんぶひもなどで背負っ
ている時は、乗車できます。
罰則 2万円以下の罰金または科料

割り込み運転等の禁止 【道路交通法第32条】
信号待ちなど並んでいるクルマの前に割り込んだり、クルマの間をぬって走ってはいけません。
罰則 5万円以下の罰金

道路変更等の禁止 【道路交通法第26条の2】
後ろから走ってくるクルマに迷惑をかけるような急な道路変更をしてはいけません。
罰則 5万円以下の罰金

＜夜、自転車に乗る場合＞

注意 【道路交通法第52条、第63条の9】
夜間は、ライトをつけずに自転車に乗ったり、尾灯、反射器の付いていない自転車に乗っ
てはいけません。
※夜間とは日没時から日出時までの時間
罰則 5万円以下の罰金

＜自転車の運転方法＞

傘さし運転、携帯電話利用 【道路交通法第71条6、愛知県道路交通法施行細則第7条】
傘をさしたり、携帯電話などを不安定な方法で携帯して、交通の煩雑な道路を通行してはいけ
ません。
罰則 5万円以下の罰金

＜交差点では＞

信号機がある場合 【道路交通法7条】
道路を通行する場合には、信号機の表示する信号又は警察官の手信号に従わなければなりません。
罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

横断歩道等における歩行者等の優先 【道路交通法第38条】
横断歩道等によりその道路前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、横断
歩道等の直前で一時停止し、その通行を妨げてはいけません。
罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

監修 愛知県庁警察課

14 なごやし あいちけん 名古屋市(愛知県)

(5)社会実験「自転車の交通運用」



読売新聞 9月11日



中日新聞 9月17日

■ 工夫した点

本市には自転車通行を規制、抑制する権限がないため、自転車利用者に利用を遠慮していただくお願いとしてご理解・ご協力いただけるように広報しました。

近隣の高校には安全な利用を促進するため自転車の交通ルールを啓発しました。